

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第19 準備書面

(殿賀村)

2018（平成30）年9月28日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	3
1	殿賀村の広範囲が増田雨域にも入っていること	3
2	殿賀村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること	6
3	小括	6
第3	原告らの被爆状況.....	6
1	原告番号県9・[REDACTED]（甲B県9の1－陳述書，2－地図）	6
2	原告番号県12・[REDACTED]（甲B県12の1－陳述書，2－地図） .	7
3	原告番号県31・[REDACTED]（甲B県31の1－陳述書）	9
4	まとめ.....	11

本書面は、当時の殿賀村で被爆した原告ら3名（原告番号県9，県12及び県31）の被爆状況について、主張するものである。

第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の殿賀村については、同村西調子で「大粒の雨がばらばら降った。雷鳴もした。紙片が飛んできた。」という供述が得られている（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄112，同体験場所地図2参照）。そしてこの供述をもとに、当時の殿賀村の西調子近辺は、紙片などの飛撒降下物が雨と共に降ったとされ宇田雨域の小雨地域となっているが、その余の地域は小雨地域外となっている（甲A71の104頁第2表の8，106頁第4図，訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2），原告ら3名の供述に基づき（第3），殿賀村のうち西調子近辺のみならず、原告らが原爆投下時に現在した下殿賀内を含む広範囲が「黒い雨」降雨域であり、原告ら3名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

1 殿賀村の広範囲が増田雨域にも入っていること

- (1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田に

よる調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、殿賀村（同25頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、千代田町（同51頁以下）、倉橋町（同53頁以下）、海田町（同55頁以下）、戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

(2) 殿賀村の「黒い雨」降雨状況等

殿賀村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第二冊）』と題するノート（甲A35の2）によると、以下のとおりであった。

- ア 杉ノ泊（甲A35の2の25頁） 中雨，紙切れ
- イ 鵜渡瀬（同25頁） 大雨，紙切れ
- ウ 西調子（同26頁） 小雨
- エ 草尾（同26頁） 小雨
- オ 堀（同26頁） 雨なし
- カ 明ヶ谷（堀の対岸）（同27頁） 小雨，木片

以上より、増田の調査結果から、殿賀村でも西調子以外の広範囲に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

2 殿賀村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて、殿賀村の広範囲が、広島市が2010（平成22）年5月に公表した、広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお、広島市調査の解析対象となったデータは、2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので、そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁）、これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い、「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項（23頁以下、なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

3 小括

以上のとおり、殿賀村は、宇田論文においては西調子付近が宇田雨域（小雨地域）に入っているに過ぎないが、『広島原爆戦災誌第四巻』，増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば、殿賀村の広範囲が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

第3 原告らの被爆状況

1 原告番号県9・[]（甲B県9の1－陳述書，2－地図）

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県9・[]（以下「原告」という。）は、1936（昭

和11)年[REDACTED]，父・[REDACTED]，母・[REDACTED]として生まれた。当時は，母方の祖父・[REDACTED]，祖母・[REDACTED]の住む広島県山県郡殿賀村[REDACTED]に疎開しており，父は呉鎮守府にいたので，[REDACTED]，母，弟・[REDACTED]，祖父母と原告の5人だった。

(2) 被爆の状況

1945(昭和20)年8月6日当時，原告は9歳で[REDACTED]国民学校4年生であった。

同日朝，原告が，[REDACTED]国民学校の校庭を何人かで歩いている時，標高450～500mの山の方でピカッと光り，大きな音がして，すぐ雲がきのこ状に広がった。間もなくごみが空からとんできた。例えば，広銀と書いた封筒，焼け焦げた紙などであった。

先生に帰れと言われ，帰宅中に真っ黒になった雨に濡れて帰った。小屋に集まった人の頭を祖母がふいてやったが，なかなかきれいにならなかった。

(3) 健康状態

原告は，被爆直後，下痢をよくするようになった。

また，原告は40歳代ころまで，偏頭痛，貧血などで悩んできた。現在は，変形性膝関節症，脂質異常症，骨粗鬆症，甲状腺機能低下症で通院加療中である。

2 原告番号県12・[REDACTED] (甲B県12の1-陳述書，2-地図)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県12・[REDACTED] (以下「原告」という。)は，1933(昭和8)年[REDACTED]生まれであり，被爆当時11歳，[REDACTED]国民学校の6年生だった。自宅は広島県山県郡殿賀村大字下筒賀[REDACTED]で，現在の自宅と変わっていない。

当時父は出兵中しており，祖母・[REDACTED]，母・[REDACTED]，姉妹[REDACTED] [REDACTED]で生活していた。女だけだったが，み

んなで農業をしてなんとか生活をしていた。

(2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日朝、 国民学校の校庭で朝の朝礼をしていたときのことだった。空がピカッと光り、その後大きな音がした。その後、原告は、他の生徒と一緒に校庭で草取りをしていたが、空から破れた紙、焼けた紙がたくさん飛んできた。どうしてそのようなものが降ってきたか分からず、とてもびっくりして、原告は紙を拾いに行った。紙を拾いに行ったことで原告は先生からとても怒られた。

当時、広島市内から疎開してきた友達が広島市内の方から焼けた紙が飛んできているのを見て、「広島の父ちゃん母ちゃんが爆弾でやられて死んだ」と言ってわんわん泣いており、みんなで慰めた。

校庭での草むしりが終わってから、原告は勤労奉仕として、少し上流の田の草取りに行った。草取りをしていると、どんどんと天気が悪くなってきて、夕立のようにぎーっと雨が降ってきた。雨が降りだしたので草取りを止めて帰ろうとしたところ、先生に「このぐらいの雨で止めてはいけない」と怒られ、原告と友達は雨が降るなか草取りを続けることになった。

雨に濡れると雨水が黒かったので、原告も一緒に作業している友達もみんな顔が真っ黒になった。このときはこの雨の恐ろしさを知らなかったもので、「狸みたい」といってみんなで笑い合った。

草取りが終わった後、学校に戻り、それから家に帰った。当時着ていた服は雨で真っ黒になってしまい、真っ黒に汚れた服を着ている原告を見て、母が「真っ黒けにしてどこで遊んできたのか」と言い怒った。

(3) 健康状態

雨を浴びた直後から、原告は、皮膚が痒いような痛いような感覚にな

った。数日経つと、顔や腕や足の皮膚に水疱瘡のようなブツブツが出てきた。母に見せたが、「草にでもかぶれたのだろう」と言われて、まともに取り合ってもらえなかった。

しかし、ブツブツが治らなかったで、原告は母に言われて筒賀村の湯ノ谷の温泉に泊まって湯治をすることになり、しばらく温泉に滞在することになった。当時は地域に医者もおらず、薬もなかったで、どうしてそのような症状が出たのかは分からなかった。湯治から帰ってきてからも、治っていなかったで母はよもぎか何かで塗り薬を作って塗ってくれた。

原告は、1982（昭和57）年、ガン検診で甲状腺がんと診断され、手術をすることになった。先生から、原爆にあっているのかと聞かれたが、当時は黒い雨の恐ろしさなどよく知らず、原爆の被害者という認識が無かったで、違うと答えた。

原告の甲状腺がんは一回の手術では完治せず、2006（平成18）年、2010（平成22）年に甲状腺がんが再発し、再発する度に手術をしてきた。また手術だけではなく、放射線治療もした。現在はなんとか症状は落ち着いている状況であるが、甲状腺が除去されて無いために忙しく働いた後は声が出なくなってしまふ。

3 原告番号県31・[REDACTED]（甲B県31の1－陳述書）

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県31・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1933（昭和8）年7月29日、父・[REDACTED]、母・[REDACTED]生まれた。父は[REDACTED]運転手をしており、一家は[REDACTED]に住み、原告は[REDACTED]国民学校に通っていたが、原告が国民学校5年生に進級するとき父の実家のある殿賀村に疎開してきた。その後、父は応召されて戦地に行ったので（なお、原告が中学2～3年生の時に、[REDACTED]戦死したことが分かった。）、被爆当時は、

祖父・■■■■■，祖母・■■■■■，母，二女・■■■■■，長男・■■■■■，三女・■■■■■
■■■■■家族だった。

家族は，広島県山県郡殿賀村大字下筒賀■■■■■の自宅で農業を営んでおり，原告は当時12歳で■■■■■国民学校6年生，■■■■■は同4年生，■■■■■は同1年生，■■■■■幼児だった。

(2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日朝，原告ら■■■■■国民学校6年生は，勤労奉仕のため，■■■■■国民学校（現在の広島県山県郡安芸太田町■■■■■）の校庭に集まっていた。当時，国民学校の生徒が，勤労奉仕として，一家の大黒柱が戦地に行ったりあるいは戦傷病で戻ってきたりした家の田の草取りをしていた。

突然，ピカッと光ったので，「今のは何っ？」とみんなで顔を見合わせた。その後，ドーンと大きな音がしました。「ここで戦争が始まったんじゃ。」とみんなで言い合った。

すぐに勤労奉仕で，国民学校の上流にあった田（現在の安芸太田病院のあたりで，殿賀村の一等田地と言われていた。）の草取りに行った。田の草取りをしていると，空から焼け焦げた紙切れがどんどん降ってきた。みんなが，空から紙が降ってきたので珍しがって「何が始まったんかね。戦争が始まったんかね。」など言って，草取りを止めて，我先にと紙切れを拾い始めた。すると，■■■■■先生（女性で，大変厳しい先生だった。）から「何をしていますか。作業をどんどんしなさい。」と叱られたので，みんな拾った紙を畦において，紙が降る中で作業に集中した。

真っ黒い雲が山の向こうからもくもくとぼってきて，昼間とは思えないくらいに空一面が暗くなってきて，紙と一緒に雨がパラパラと降り出した。みんなが，草取りを止めて田から上がろうとすると，■■■■■先生が「これ位の雨で止めたらいけません。」と言うので，草取りは

続いた。当時は食糧不足で、いつも腹ペコだったので、田の草取りの最中に「ユガヤ」（グワイのようなもの）を見つけては、その球根を田の泥水で洗って、手で皮を取って実を食べていた。この日も、「ユガヤ」見つけたら、田の水で洗って食べていた。

お昼になって、自宅の遠い人は弁当を持ってきて学校でお昼を食べていたが、原告は自宅が近かったので、10～15分くらい歩いて自宅に帰った。そのときに、原告は紺の柄の服を着ていたが、その服がただ濡れているだけでなく、ねずみ色のようなシミがたくさんついているのに気付いた。自宅に帰って外に干してあった洗濯物が濡れていたのので、原告は、大声で母に「お母さん、汚い雨が降るんよ。」と声をかた。母がびっくりして出てきて「今日の雨はどうなっとるんかね。汚い雨じゃね。」といいながら、軒下に竿ごと洗濯物を移動させた。

原告は、昼を食べてまた学校に帰って勤労奉仕を続け、夕方頃まで勤労奉仕は続いた。雨はその間降ったりやんだりだった。

(3) 健康状態

原告は、国民学校5～6年生の頃、勤労奉仕で疲れたせいか、ひどい頭痛に悩まされるようになった。先生の声が耳に入らないくらいで、答案用紙を白紙で出すこともあった。母の妹が水内村の湯の山温泉で宿をしていたので、湯の山の水がよいと言われ、水に打たれる治療を20日間くらい泊まり込みで続けた。頭痛持ちは新制中学校に上がる頃には大分落ちついたが、その間ずっと続いた。

原告は、2007（平成19）年2月6日、 病院で、右乳ガンの手術を受け、20日間くらい入院した。また、一人暮らしで農業をしているせいか、足に痛みが出始めている。

4 まとめ

以上のとおり、原爆投下当時、殿賀村に居住していた原告ら3名が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるい

は「黒い雨」によって汚染された井戸水や川水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら3名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、殿賀村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、殿賀村の原告ら3名の中にも、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった下痢、皮膚の異常等の急性症状を発症した者がいること（県9、県12）、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（県12、県31）、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害といった障害を患っている者がいること（県9、県12、県31）からも明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上